



特集 ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組

ハンセン病は「らい菌」によって引き起こされる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、仮に感染したとしても発病することは極めてまれです。現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつて我が国で行われた隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれの無い差別や偏見の対象となってきました。

平成10年、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が療養所の入所者らにより提起され、平成13年5月11日、熊本地方裁判所において国の責任を認める判決が出されました。この判決に対し、政府は控訴を行わないこととし、同月25日付けで「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」を公表しました。

この判決以後、政府では、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んできましたが、偏見や差別の根絶には至らず、平成28年、患者・元患者の家族は、国に対し、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を提起しました。令和元年6月28日、熊本地方裁判所において、請求を一部認める判決が出されました。この判決に対し、政府は控訴を行わないこととし、同年7月12日付けで「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」を公表しました。

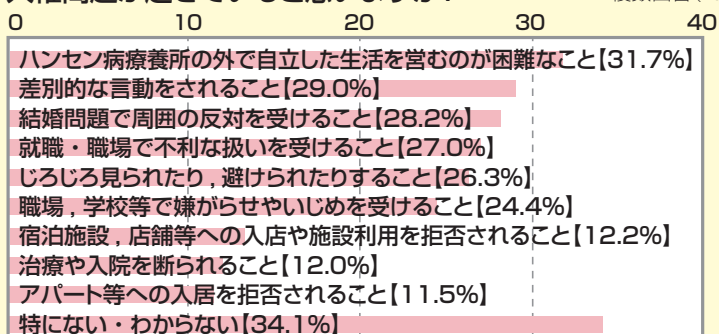
また、同年11月22日には、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になるなど、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、何ら取組がなされてこなかったことへの反省と補償を明記した「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

令和2年度「人権の擁護」(法務省)をもとに作成

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?

複数回答(%)



令和2年度「人権の擁護」(法務省)より

法務省の人権擁護機関では、これまでもハンセン病に関する様々な人権啓発活動を実施してきたところですが、総理談話等を受けて、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいます。

具体的には、ハンセン病に関するシンポジウムを開催し、当事者の方々による講演や学生等も参加してパネルディスカッションを行うとともに、シンポジウムの内容を小学生・中学生向けの全国版新聞に掲載するなどして、元患者やその家族の思いを広く周知しました。そのほか、ハンセン病に関するパネル展を実施したり、インターネット広告を実施したり、ハンセン病に関する啓発動画を作成、配信したりするなど、ハンセン病についての正しい理解の普及と、元患者やその家族に対する偏見・差別の解消に向けて、関係省庁と連携し、様々な人権啓発活動を実施しています。また、ハンセン病患者等に対する差別事案について、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。



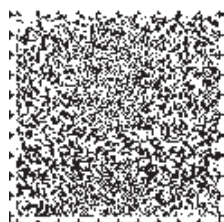
啓発動画
「ハンセン病問題～過去からの証言，未来への提言～」



ハンセン病に関する
「親と子のシンポジウム」(静岡会場)



啓発動画
「未来への虹ーぼくのおじさんはハンセン病ー」



■HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	5	2	2	1	4